

四万十町教育委員会会議録（平成30年3月臨時会）

1. 日 時 平成30年3月22日（木）13:00～14:30

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教 育 長	川上哲男				
教 育 委 員	宮崎正行	中屋建八	大村和志	岡林雅子	
事 務 局	教育次長	熊谷敏郎			
	生涯学習課	課長	林 瑞穂		
	学校教育課	課長	西谷典生	副課長	東 孝典
		研修指導員	森田杉彦		
	教育研究所	所長	岡 澄子		

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（中屋建八委員）

(4) 議題

- ①承認第 1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）
- ②承認第 2号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）
- ③議案第 1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ④議案第 2号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の改正について
- ⑤議案第 3号 四万十町スポーツ大会等参加支援事業に係る補助金交付要領の改正について
- ⑥議案第 4号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について
- ⑦議案第 5号 学校運営協議会委員等の委嘱について
- ⑧議案第 6号 平成30年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について
- ⑨議案第 7号 四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について
- ⑩議案第 8号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について
- ⑪議案第 9号 四万十町教育研究所所長・教育相談員の選任について
- ⑫議案第10号 平成30年4月1日付け嘱託職員の発令について
- ⑬議案第11号 平成30年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について
- ⑭議案第12号 平成30年度教育行政方針の策定について

(5) 協議事項

- ①四万十町教育委員会主催の研修会等の精選について
- ②スクールガードリーダーの委嘱について

(6) 報告事項

なし

(7) その他

- ①校長・教頭・主幹教諭合同会について

6. 議 事

教育長 : それでは、議題に入る前に、承認第1号と2号及び議案第1号、2号並びに議案第5号から第11号までについては個人情報を含んだ案件であるため、非公開といたしたいと思いますので、皆さん、よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 異議ないものと認め、承認第1号、2号及び議案第1号、2号並びに議案第5号から11号までにつきましては非公開といたします。

それでは、議題に入っていきます。承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、説明する。）

教育長 : 先ほど承認第1号につきまして説明がありました。このことにつきまして何かお聞きしたいことなど、委員さんのほうでございませうか。よろしいですか。

それでは、ご異議またはご意見もないということでございませうので、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、承認とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）、説明する。）

教育長 : 事務局から説明がありました。このことについて、委員の皆さん何かお聞きしたいことなどございませうか。

それでは、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）、承認ということにさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、説明する。）

教育長 : 議案第1号につきまして説明がありました。このことにつきまして、委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見はございませうか。よろしいですか。

それでは、ご意見、ご異議もないということでございませうので、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、承認ということにさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第2号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第2号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の改正について、説明する。)

教育長 : 小休といたします。

(小休止)

教育長 : 小休を解きまして正常に復させていただきます。

このことにつきまして委員の皆さんのご意見、またお聞きしたいことなどございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第2号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の改正について、決定ということにさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第3号 四万十町スポーツ大会等参加支援事業に係る補助金交付要領の改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第3号 四万十町スポーツ大会等参加支援事業に係る補助金交付要領の改正について、説明する。)

教育長 : 議案第3号につきまして説明がありました。この件につきまして委員の皆さんのご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただいて、委員の皆さんのご意見を求めます。何かございませんか。よろしいですか。

それでは、ご意見、またご異議はないということでございます。議案第3号 四万十町スポーツ大会等参加支援事業に係る補助金交付要領の改正について、決定をさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第4号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第4号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第4号につきまして説明がありました。この件について委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。

岡林委員 : 地域の住民の方、●● ●●さん、前仁井田地区区長会長で、就活センター仁井田りん家代表になっているが、新しい組織運営になって、りん家代表は、●● ●●さんと思っておりますがどうですか。

西谷学校教育課長 : 影野小学校からは、そういう形で申請上がっております。なお、確認はしておきま

す。

教育長 : 確認をしてというところでよろしいですか。他、ご意見、委員さんございませんか。それでは、他にご意見、またご異議もないようでございますので、議案第4号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、決定ということによろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第5号 学校運営協議会委員等の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第5号 学校運営協議会委員等の委嘱について、説明する。)

教育長 : 議案第5号につきまして説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見はございませんか。

それでは、ご意見、またご異議もないということでございますので、議案第5号 学校運営協議会委員等の委嘱について、決定ということで構いませんか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第6号 平成30年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について、これは前回の委員会からの継続審議ということになっていた議案ということでございます。事務局の説明を求めます。小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、小休を解きまして正常に復させていただきます、事務局より、説明をお願いします。

(事務局より、議案第6号 平成30年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について、説明する。)

教育長 : 議案第6号につきまして説明がありました。継続審議となっております議案でございます。委員の皆さんのご意見を求めます。

岡林委員 : ガイドラインを作ってください、丁寧に1、2、3、4の項目で書いていただいて、歯科医師にもそのことを分かっていただくという方法を取れるということで、本当に私はうれしく思います。

教育長 : 他、何かご意見等ございませんか。小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、引き続き委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第6号 平成30年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について、決定ということによろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第7号 四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第7号 四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について、説明する。)

教育長 : 議案第7号につきまして説明がありました。第7号議案につきまして、委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第7号 四万十町立小中学校薬剤師の委嘱について、ご異議、またご意見もないということでございますので決定とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第8号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

教育長 : 小休といたします。

(小休止)

教育長 : 小休を解きまして正常に復しまして、中屋委員の退室を命じます。

(中屋委員、退室)

(事務局より、議案第8号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、説明する。)

教育長 : 委員の皆さんの意見を求めたいと思います。ご意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第8号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、承認ということによろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第8号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について、承認とさせていただきます。中屋委員に入室をしていただくようお願いいたします。

(中屋委員、入室)

教育長 : 続いての議案に入る前に、岡所長の退室を求めます。

(岡所長、退室)

教育長 : 続きまして、議案第9号 四万十町教育研究所所長・教育相談員の選任について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第9号 四万十町教育研究所所長・教育相談員の選任について、説明する。)

教育長 : 議案第9号について説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見はございませんか。

ご意見、ご異議はないということでございます。議案第9号 四万十町教育研究所所長・教育相談員の選任について、承認とさせていただきます。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 小休といたします。

(小休止)

教育長 : 小休を解きまして正常に復させていただきます。岡所長の入室を許可します。

(岡所長、入室)

教育長 : それでは、議案第10号 平成30年4月1日付け嘱託職員の発令について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第10号 平成30年4月1日付け嘱託職員の発令について、説明する。)

教育長 : 議案第10号につきまして説明がありました。委員の皆様のご意見を求めます。ご意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第10号 平成30年4月1日付け嘱託職員の発令について、承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第11号に入る前に、教育長、次長、また教育委員さんで協議をさせていただきますと思いますので、その他職員の退室を命じます。

(学校教育課長、生涯学習課長、岡所長、学校教育課副課長、退室)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます。議案第11号 平成30年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第11号 平成30年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第11号につきまして説明がありました。小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見

はございませんか。

ご意見、またご異議はないということでございます。議案第11号 平成30年4月1日付教育委員会事務局職員人事異動について、承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 退室された職員の入室を許可いたします。

(学校教育課長、生涯学習課長、岡所長、学校教育課副課長、入室)

教育長 : 小休といたします。

(小休止)

教育長 : 正常に復させていただきます、議案第12号 平成30年度教育行政方針の策定について、事務局の説明を求めます。

(教育長より、議案第12号 平成30年度教育行政方針の策定について、説明する。)

教育長 : 小休とさせていただきます。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、委員の皆さんのご意見を伺いたと思います。ご意見はございませんか。

大村委員 : 基本方針のところはずが一番大切なところかなと思います。赤字にした付け加えたところについてのみお聞きしたいんですけども、最初の基本方針の3行目からの「教育分野において社会はめまぐるしい変化を続ける中」とありますけれども、教育長としては今後、社会はどのようにめまぐるしい変化をした上で、どのような社会になっていくという前提において、この文言を置いたのかということをお聞きしておきたいと思います。

教育長 : 一つは簡単に言えば、先行きが見えない、AIというものの進歩に基づいて、今から先の社会が、今の子供たちが大人になる頃、成人する頃、子供といっても幅広くありますけれども、そういった子供たちが社会に出るときに非常に今の仕事にないような仕事に就くであろうというようなことも言われてきており、先がなかなか見えにくいという部分も含めて社会はめまぐるしい変化を続けているという意味合いで書いているところです。

大村委員 : 中身のところでもう1点、学校教育に関わることの、6ページの付け加えられた「学校支援地域本部。コミュニティースクールの設置により地域と学校との連携支援を進めます」とあるんですけども、これまで米奥小学校もコミュニティースクールに取り組んできて、という背景がある中でお聞きしたいんですけども、コミュニティースクールについて、その必要性というものはどのようにお考えでしょうか。

教育長 : コミュニティースクールは、努力義務ということです。それで、どういう位置付けで考えているかということですか。

大村委員： コミュニティースクールというものが、この社会で求められている背景みたいなものも含めて、お考えをお聞きしています。米奥小学校がこれまで取り組んできたところで、コミュニティースクールの目的を米奥小学校が取り組んできたことで、どこまで米奥小学校として実現できているかという総括というものはされていない。影野もそうです。さらにコミュニティースクールの指定が米奥小学校は終わってるんですよね、現在は、もう一回指定をし直した状態なんですか。

西谷学校教育課長： そうです。

大村委員： ということは、前回、数年取り組んできたところの総括と、それを踏まえた、これからのありようも含めて、どのような成果を期待するかということにつながっていきますので、そもそもコミュニティースクールがなぜ、この社会で必要とされて、それをなぜ四万十町が取り入れて、その背景の中で米奥小学校及び影野小学校に期待する成果というものをどのように見ておられるかということをお聞きしたい。

教育長： コミュニティースクールというのは、大村委員が言われた米奥小学校、影野小学校の方で取り組んでいます。保護者や地域住民が学校運営に参画するという学校運営協議会の制度に基づくとところでできているということで、地域の力を学校運営に生かすというようなことでコミュニティースクール、学校運営協議会というところの制度に基づいてやっております。子どもたちが抱える課題を地域グループで解決する仕組みづくりということが言われているところです。

学校運営協議会の主な役割ということ、なお整理ということをさせていただくと、校長の作成する学校運営の基本方針の承認であるとか、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べる事が出来る、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べる事ができるというようなことで学校運営協議会の主な役割ということになっております。要するに、地域とともにある学校づくりということで地域住民と一緒に学校運営に力を借りていく、そのためには、行事のことなんかもございますけれども、実際、環境の部分においても教育委員会に改善について意見を述べたり、あるいは教職員の任用に関して教育委員会に意見ということなんかも実際受けております。

地域住民と一体となって、こういった学校をつくっていいんじゃないかということで、それぞれ、そういったような制度の意義であるとか、在り方という部分もありましようけれども、地域の力を、影野のほうも取り入れて総合的な学習の時間にそういった形も取られています。いろんな行事を通じて子どもたちの姿が元気になっているということもございます。学校自体もそういった環境面においても地域の力を借りながら、また教育委員会のほうにも意見を述べながら、より良い学校の運営が出来ているのではなかろうかと思っています。

大村委員： 具体的に米奥小学校の成果はどのようなことですか。

教育長： 学校と地域との情報が共有できるようになったと。地域が学校に協力的になってきたことや、保護者が学校に協力的になってきたなど、そういうことなんかもあろうかと思えます。それと、地域と連携した取組が組織的に行われるようになったということです。あと他にもいろいろあろうかと思えますが、そういったことになろうかなと思えます。

大村委員： ということは、これからも町内でコミュニティースクールを進めていくというような方向というふうに理解するということがよろしいでしょうか。

教育長： 構いません。それで、これに書いている学校支援地域本部というものも一つござい

ます。それと、コミュニティースクールと、もう一つ、民生委員さん等他の団体の方々の力を借りて地域学校協働本部というような組織もございます。何もかにもが一緒になってきて、整理をしないといけないというところもありますけれども、我々の動きとしてもコミュニティースクールは努力義務ということにはなっておりますけれども、そういったところも、学校支援地域本部と合わせて推進をしていきたいという考えではあります。

岡林委員： 3ページですけども、「新たな認定こども園の整備についても研究を進めます」となっている。私が、教育委員になって、あくまでもこれは研究を進めるということなので、行き着く先が全部、認定こども園にするというようなことではない、研究を進めていく段階の話であるとの会で聞いたんです。

私は保育所訪問に行った時に認定こども園と保育所の違いはどういうことですかと、ある教育委員の方が所長に質問した時に、違いを明確にする答えがなかった。私は教育方針とか目標を見た時に、保育所とほとんど同じ内容で子供が保育されているということだったんです。これはずっと認定こども園の整備について進めていく方向ということなんでしょうか。

教育長： 小休とします。

(小休止)

教育長： それでは、正常に復して、委員の皆さんのご意見を伺います。他にご意見はございませんか。

それでは、議案第12号 平成30年度教育行政方針の策定について、決定ということによろしいですか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、協議事項に入りますが、小休とさせていただきます。

(小休止)

教育長： それでは、正常に復しまして、協議事項 ①四万十町教育委員会主催の研修会等の精選について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、協議事項 ①四万十町教育委員会主催の研修会等の精選について、説明する。)

教育長： 四万十町教育委員会主催の研修会等の精選ということで、このことは説明の中にもありましたとおり、教員の負担の軽減、働き方改革という部分に関係しているところです。先ほど説明がございました。委員の皆様方からご意見をお聞きしたいことなどございませんか。

それでは、協議事項ということで、このような形で精選をしていきながら、またどうしても、こういう形で精選はしていきますけれども、これは残さないといけない、あるいは将来的にも県、町の方で行っていて重なる部分があれば、また一緒にしていくとか、そういった部分で考えていけたらと思っております。

以上、協議事項 ①四万十町教育委員会主催の研修会等の精選について、終わらせ

ていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 次、報告事項ということでございます。報告事項はございませんか。

生涯学習課長 : 協議事項ということでお願いします。

教育長 : 小休にさせていただきます。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復しまして、協議事項 ②スクールガードリーダーの委嘱について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、協議事項 ②スクールガードリーダーの委嘱について、説明する)

教育長 : スクールガードリーダーの委嘱ということで専決をさせていただいて、次回の定例委員会の協議に出させていただくということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 報告事項はございませんか。

本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会平成30年3月の臨時教育委員会を閉会します。

(閉会)

4月の定例委員会予定 平成30年4月10日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____